

性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書

日本版DBSは、性犯罪歴を持つ者がこどもと接する職業に就くことを防ぐための制度として、2026年を目処に開始される予定である。

性犯罪を行った者に対しては、矯正施設において再犯防止プログラム等が実施されているが、出所後も地域社会において継続することが重要である。

2023年3月、法務省は自治体向けに性犯罪の再犯防止に向けた地域ガイドラインを策定しており、このガイドラインを踏まえて、性犯罪の再犯防止に都道府県等が主体となって取り組むことが期待されている。

しかしながら、性犯罪を行った者の出所後の住所等について、法務省から情報提供を受けて都道府県等が把握する仕組みが無いため、実際に当事者に対して直接再犯防止の取組を行うことは困難である。一部の都道府県では、こどもに対して性犯罪を行った者に、矯正施設等を出所する際に住所等の届出を求める条例を制定し、届け出られた情報を基に、カウンセリングなどの再犯防止・社会復帰支援を行っている。

こうした条例がなくても、各自治体が再犯防止の取組を効果的に進めるためには、国、自治体、関係機関等の連携や性犯罪を行った者に関する情報の共有が極めて重要であり、国からのより一層の支援が不可欠である。

よって、本区議会は、国会及び政府に対し、下記の事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 性犯罪を行った者に対し、矯正施設等を出所した後も自治体による再犯防止プログラム等を受ける意義について啓発を図ること。
- 2 再犯防止プログラム等への参加につなげるため、性犯罪を行った者が矯正施設等を出所する際に、当事者の住所等を国に届け出る仕組みを作り、届け出られた情報を自治体に提供すること。
- 3 自治体では、性犯罪の再犯防止に必要な知識や技術を十分に有していないため、再犯防止に関する人材の育成について支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和7年10月22日

江東区議会議長 釧 先 美 彦

衆議院議長	{	宛て
参議院議長		
内閣総理大臣		
法務大臣		
厚生労働大臣		